

三重県 L P ガス料金高騰対策支援金 第6期 申請の手引き

作成：令和 8 年 9 月 4 日

三重県

お問い合わせ先

三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター

TEL：0120-361-228

受付時間：平日9:00～17:00（土日祝および年末年始を除く）

なお、本手引きは、交付要領に準じて事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。最新版をHPに掲載していますので適宜ご確認をお願いいたします。

1 目次

1	目次	1P
2	支援金の概要	2P
(1)	目的	3P
(2)	概要	3P
(3)	対象となる販売事業者の要件	3P
(4)	値引きの対象者	3P
(5)	支援金の額	4P
(6)	第6期 交付申請期間	4P
(7)	実績報告について	5P
(8)	第6期 値引きの実施期間	5P
(9)	値引きの方法	6P
(10)	支援金（事務費）の計算方法	10P
(11)	値引きの周知について	11P
(12)	第6期 値引お知らせカードの配布について	11P
(13)	値引額の明示	12P
3	手続きの概要	16P
(1)	第6期 手続きの流れ	17P
(2)	手続き方法	18P
4	各種申請方法	20P
(1)	第6期 交付申請書兼概算払請求書	21P
(2)	第6期 実績報告書	25P
(3)	第6期 値引確認書類	27P
(4)	第6期 精算払請求書	30P
	おわりに	32P
	関係諸機関 連絡先	33P

支援金の概要

2 支援金の概要

(1) 目的

ＬＰガス料金高騰対策支援金（第６期）（以下「支援金」という。）は、ＬＰガス料金高騰によって生活等に影響が生じている一般消費者等に対して、ＬＰガス販売事業者を通じて高騰分の一部を支援することを目的とします。

(2) 概要

本事業に参加するＬＰガス販売事業者が、三重県が定める金額や方法で、契約者のＬＰガス料金の値引きを行います。本事業に参加し、値引きを実施したＬＰガス販売事業者には支援金として値引額分原資に、三重県が定める事務費を加えた額をお支払いします。

(3) 対象となる販売事業者の要件

三重県内に契約者（ＬＰガスの供給を受けている一般消費者等）を有するＬＰガス販売事業者

- ・事業者の所在地が、三重県内・外であるかは問いません

(4) 値引きの対象者

三重県内で家庭・業務用のＬＰガスを利用する一般消費者等（以下「支援対象者」という。）

一般消費者等とは…

- ・コミュニティーガス（旧簡易ガス）の利用者を含む
- ・液化石油ガス法第２条第２項に規定する一般消費者等
- ・ガス事業法第３条の登録を受けたものからＬＰガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が液化石油ガス法第２条第２項の規定に該当する者

※中途閉栓の一般消費者も支援対象者です

以下の利用者は支援対象外です。

- (1) 工場等の生産現場における高圧ガス保安法上の工業用ＬＰガスを使用する者
- (2) 質量販売により供給を受ける者
- (3) 国又は地方公共団体が事務を執行するための庁舎、事務所、研究所等の施設

2 支援金の概要

(5) 支援金の額

支援金として、実際の値引額の前資に加え、事務費として**一律10,000円（税込）** + 100円（税込）× 件数（1事業者あたり**上限50,000件**）を支払います。

【値引きの原資】

詳細はP6～P10に記載

支援対象者1契約（1メーター）につき、
最大900円（税抜き）／月 × 2か月分

※本手引きでは、「税抜」を「税抜き」と表記します（以下同じ）



【事務費】

最も値引き件数が多かった月の件数 × 100円（税込）

- ・事務費の交付対象となる支援対象者数は、値引実施期間において値引きを実施した件数（支援対象者数）とする。

注：事務費100円（税込）については、100円（税込） × 「2か月間の値引き件数の合計」ではありません。

【事務費の計算方法】

10,000円（税込）に加え、100円（税込） × 値引きを行った一般消費者等数（最大50,000戸）

※上限5,010,000円（税込）

一律

10,000円（税込）

+

100円（税込）

× 消費者等数（上限50,000戸）

上限5,010,000円（税込）

(6) 第6期 交付申請期間

申請方法等はP21に記載

【交付申請期間】

令和8年9月14日（月）から10月2日（金）まで

- ・交付申請受理後、三重県エネルギー価格高騰対策支援金センターにて審査を行い交付決定通知を発送します。
- ・第1期～第5期の支援金に参加している販売事業者についても、交付申請を行ってください。

提出方法等はP25に記載

【実績報告書の提出】

- ・ 値引きを実施した翌月10日までに、実績報告書および値引実施報告書の両方を提出してください
- ・ 値引きの事実が分かる検針票や請求書のコピー 3 枚を合わせて提出してください（正しく値引きされていることの確認のため）
- ・ 報告された実績に、工業用LPガス料金が含まれていた場合、重複を除いた実績報告の再提出や、支給決定金額の一部返金などの手続きが必要となりますので、間違いのない申請を行ってください。

（８）第６期 値引きの実施期間

【値引きの実施期間】

原則として 令和 8 年10月検針分及び11月検針分

※10月検針分とは10月1日から31日までに検針されたものを指します

例) 10/1に開栓し、10/10に検針を行った場合、10/1～10/10の10日間は支援金の対象です

※原則として令和８年10月及び11月検針分を値引き対象としています。値引きのためのシステム改修や体制整備等が間に合わない場合、令和８年11月及び12月検針分を値引き対象とすることが出来ます。

(10月及び11月検針分又は11月及び12月検針分のいずれか2か月を選択してください。
3か月にわたり値引きを実施することはできません)

※退去による中途閉栓等で同月内に2回以上の検針を行う場合であっても、値引を行えるのは1か月につき1回限りとします。

※祝日等の関係で、月をまたいで前倒し又は後倒しで検針を行う場合、当該検針分を支援対象とすることができます。

令和8年10月及び11月検針分の場合

9月	10月	11月	12月	1月
	検針期間 10/1～10/31 900円（税抜き） 値引き	検針期間 11/1～11/30 900円（税抜き） 値引き		
	10月&11月検針分が支援金の対象です！			
検針期間			検針期間	

(9) 値引きの方法

【値引き方法】

支援対象者1契約あたり、原則、令和8年10月検針分及び11月検針分
L P ガス料金から、各月最大900円（税抜き）の値引きを行います。

【値引き対象となるガス料金について】

値引き対象となるガス料金は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」で規定される三部料金制（基本料金+従量料金+設備料金※）に基づく料金とします。

ただし、設備料金からの値引きは、L P ガスの供給に不可欠であり、かつ
L P ガス使用に伴って消耗する設備にかかる料金に限ります。

例えば、L P ガス配管等の設備費用は値引き対象となりますが、電気エアコンやインターフォン、Wi-Fi機器など、ガス消費とは関係がない設備費用は、令和7年4月1日以前の既存契約であっても値引きの対象外とします。

2 支援金の概要

(9) 値引きの方法

〈例1〉基本イメージ

元値	10月検針分
2, 0 0 0 円 (税抜き)	
値引き額	
9 0 0 円 (税抜き)	
値引き後請求額 (税抜き)	
1, 1 0 0 円 (税抜き)	
消費税	+
1 1 0 円	
値引き後請求額 (税込)	
1, 2 1 0 円 (税込)	

元値	11月検針分
2, 3 0 0 円 (税抜き)	
値引き額	
9 0 0 円 (税抜き)	
値引き後請求額 (税抜き)	
1, 4 0 0 円 (税抜き)	
消費税	+
1 4 0 円	
値引き後請求額 (税込)	
1, 5 4 0 円 (税込)	

◎上記契約者の場合、支援金額の「値引の原資」は以下のように計算します。

値引き額

9 0 0 円 (税抜き)

×

2 か月

=

値引きの原資

1, 8 0 0 円 (税抜き)

〈例2〉当該月の請求額が900円に満たない場合 請求額と同額の値引きを行ってください（ゼロ円請求）

元値	10月検針分
8 0 0 円 (税抜き)	
値引き額	
8 0 0 円 (税抜き)	
値引き後請求額 (税抜き)	
0 円 (税抜き)	
消費税	+
0 円	
値引き後請求額 (税込)	
0 円 (税込)	

元値	11月検針分
6 0 0 円 (税抜き)	
値引き額	
6 0 0 円 (税抜き)	
値引き後請求額 (税抜き)	
0 円 (税抜き)	
消費税	+
0 円	
値引き後請求額 (税込)	
0 円 (税込)	

◎上記契約者の場合、支援金額の「値引の原資」は以下のように計算します。

値引き額

8 0 0 円 (税抜き)

+

値引き額

6 0 0 円 (税抜き)

=

値引きの原資

1, 4 0 0 円 (税抜き)

(9) 値引きの方法

〈例3〉 顧客への請求が消費税込みの総額表示しかできない場合
税込で最大990円／月の値引きをしてください

元値 10月検針分
2, 200円 (税込)

値引き額(税込)
990円 (税込)

値引き後請求額 (税込)
1, 210円 (税込)

元値 11月検針分
880円 (税込)

値引き額(税込)
880円 (税込)

値引き後請求額 (税込)
0円 (税込)

◎上記契約者の場合、支援金額の「値引きの原資」は、
値引き額から消費税1.1で割戻した金額で計算します。

(値引き額(税込) 990円 (税込) + 値引き額(税込) 880円 (税込)) ÷ 1.1 = 値引きの原資 1, 700円 (税抜き)

2 支援金の概要

(9) 値引きの方法

＜例4＞10月検針分及び11月検針分からの値引きを選択した場合において、10月検針分及び11月検針分がない契約者（8月末に閉栓、12月から開栓など）は支援の対象になりません

8月			9月			10月			11月			12月		
8月末で閉栓 10月検針分無し												12月から開栓 11月検針分無し		
10月、11月に実施する検針以外は支援金の対象外です！														

◎上記契約者の場合、支援金額の「値引の原資」は 以下のように計算します。

元値	10月検針分	元値	11月検針分	
0 円（税抜き）		0 円（税抜き）		
値引き額			値引きの原資	
0 円	×	2 か月	=	0 円

2 支援金の概要

(10) 支援金（事務費）の計算方法

【事務費】

最も値引き件数が多かった月の件数×100円（税込）

- ・事務費の交付対象となる支援対象者数は、値引実施期間において値引きを実施した件数（支援対象者数）とする。

注：事務費100円（税込）については、100円（税込）×「2か月間の値引き件数の合計」ではありません。

【事務費の計算方法】

10,000円（税込）に加え、100円（税込）×値引きを行った一般消費者等数（最大50,000戸）

※上限5,010,000円（税込）

一律

10,000円（税込）

+

100円（税込）

×消費者等数（上限50,000戸）

上限5,010,000円（税込）

〈例5〉値引きの実績が以下のとおりだったとき

値引件数 10月検針分

996件

値引件数 11月検針分

1,003件



◎上記の場合、値引の件数が多かった11月の値引きの件数が1,003件なので、支援金としてお支払いする事務費は、

10,000円（税込） + 事務費（1件あたり）
100円（税込） × 1,003件

= 事務費（お支払い額）
110,300円（税込）

2 支援金の概要

(11) 値引きの周知について

支援金により値引きを実施する場合、「LPガス料金高騰対策支援金（第6期）による値引きであること」を支援対象者に対して周知していただく必要があります。なお、周知方法については、検針票や請求書にお知らせとして明示、値引お知らせカードの配布、ホームページでの周知、ハガキの郵送、メールの送信など、販売事業者側で実施可能な方法を選択し、必ずいずれかの方法で周知を行ってください。

〈参考〉値引き周知の際の文例

今回検針分のLPガス料金について、三重県の支援事業で 900円（税抜き）が値引きされています。

●●年●月●日（●●ガス株式会社）

値引きの周知

値引額の明示

〈参考〉値引き周知の際の文例（検針票や請求書で消費税込の表示しかできない場合）

今回検針分のLPガス料金について、三重県の支援事業で 990円（税込）が値引きされています。

●●年●月●日（●●ガス株式会社）

値引きの周知

値引額の明示

値引きの周知がない場合は支援対象外となりますのでご注意ください

(12) 第6期 値引きお知らせカードの配布について

※交付申請書に、必要な値引きお知らせカードの枚数を記入してください。
記入いただいた枚数のカードを配布します。

三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター

LPガス
料金高騰対策

支援金(第6期)のご案内

対象者

三重県内で家庭・業務用のLPガスを使用されている方
※液化石油ガス法(体積販売)の消費者及びコミュニティガス(旧簡易ガス)の消費者の方が対象です。
※高圧ガス保安法(重量販売)の消費者の方は対象外です。

値引き額

今月の
LPガス料金から **最大 900円** (税抜) が値引き
されています。

値引き期間

令和8年10月及び11月検針分のLPガス料金が対象となります。
※ご契約中のガス販売事業者によっては11月及び12月検針分のLPガス料金が対象となります。

2 支援金の概要

(13) 値引額の明示

支援金による値引きを実施した際には、値引きの事実を確認できるものとして、検針票、請求書、領収書、WEB明細等のいずれかに以下の内容を明示してください。

なお実績報告書提出時、および最終の抽出検査において値引きの事実を確認するため、当該書類の事業者控えの写し等を提出いただきます。

【値引きの事実確認のための記載事項】

- ・ 値引き前後の額
- ・ 値引きの額（900円（税抜き））

××ガスご使用量のお知らせ		2026年10月検針分	
請求予定金額（税込）		3,465円	
内訳	ガス基本料金（税抜き）	2,000円	
	ガス従量料金（税抜き）	2,050円	
	ガス設備料金（税抜き）	0円	
	小計（税抜き）	4,050円	
	三重県からの支援による値引き	▲900円	
	合計（税抜き）	3,150円	
		消費税	315円
		合計	3,465円

値引前の額

値引きの額（900円）

値引後の額

【消費税込みの総額表示しか出来ない場合】

- ・ 値引き前後の額
- ・ 値引きの額（990円（税込））

××ガスご使用量のお知らせ		2026年10月検針分	
請求予定金額（税込）		3,465円	
内訳	ガス基本料金（税込）	2,200円	
	ガス従量料金（税込）	2,255円	
	ガス設備料金（税込）	0円	
	小計（税込）	4,455円	
	三重県からの支援による値引き	▲990円	
	合計（税込）	3,465円	

値引前の額

値引きの額（990円）

値引後の額

値引額の明示がない場合は支援対象外となります

値引きの周知・値引額の明示＜パターン①＞

値引き の 周知

検針票や請求書にお知らせとして明示
値引お知らせカードの配布
ホームページでの周知
ハガキの郵送、メールの送信

のいずれかの方法

+

値引額 の 明示

××ガスご使用量のお知らせ		2026年10月検針分	
請求予定金額（税込）		3,465円	
内 訳	ガス基本料金（税抜き）	2,000円	
	ガス従量料金（税抜き）	2,050円	
	ガス設備料金（税抜き）	0円	
	小計（税抜き）	4,050円	
	三重県からの支援による値引き	▲900円	
	合計（税抜き）	3,150円	
		消費税	315円
		合計	3,465円

値引前の額

値引きの額（900円）

値引後の額

値引きの周知・値引額の明示＜パターン②＞

値引きの周知

検針票や請求書にお知らせとして明示
値引お知らせカードの配布
ホームページでの周知
ハガキの郵送、メールの送信

のいずれかの方法

値引額の明示

××ガスご使用量のお知らせ		2026年10月検針分	
請求予定金額（税込）		3,465円	
内 訳	ガス基本料金（税抜き）	2,000円	
	ガス従量料金（税抜き）	2,050円	
	ガス設備料金（税抜き）	0円	
	小計（税抜き）	4,050円	
	三重県からの支援による値引き	▲900円	
	合計（税抜き）	3,150円	
		消費税	315円
		合計	3,465円

値引前の額

値引きの額（900円）

値引後の額

代替方法

××ガスご使用量のお知らせ		2026年10月検針分	
請求予定金額（税込）		3,465円	
内 訳	ガス基本料金（税抜き）	2,000円	
	ガス従量料金（税抜き）	2,050円	
	ガス設備料金（税抜き）	0円	
	小計（税抜き）	4,050円	
		▲900円	
	合計（税抜き）	3,150円	
		消費税	315円
		合計	3,465円
お知らせ	今回検針分のLPガス料金について、三重県の支援事業で900円（税抜き）が値引きされています。		

三重県の支援事業で
900円の値引きが
されていることを説明

または

↑お知らせ欄に値引きの説明を記載

××ガスご使用量のお知らせ		2026年10月検針分	
請求予定金額（税込）		3,465円	
内 訳	ガス基本料金（税抜き）	2,000円	
	ガス従量料金（税抜き）	2,050円	
	ガス設備料金（税抜き）	0円	
	小計（税抜き）	4,050円	
		▲900円	
	合計（税抜き）	3,150円	
		消費税	315円
		合計	3,465円

三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター

LPガス
料金高騰対策

支援金（第6期）のご案内

- 対象者** 三重県内で家庭・業務用のLPガスを使用されている方
※前記のLPガス（LPガス）の消費者及びLPガス（LPガス）の消費者の方を対象とします。
- 値引き額** 今月のLPガス料金から **最大 900円**（税抜き）が値引きされています。
- 値引き期間** 令和8年10月及び11月検針分のLPガス料金が対象となります。
※この契約中のLPガス事業者によっては11月及び12月検針分のLPガス料金が対象となります。

↑別紙として値引きお知らせカードを
合わせてお渡しいただく

上記の代替方法が可能であれば、ホームページやチラシでの周知は不要
（値引きの周知と値引額の明示を同時に行っているため）

値引きの周知・値引額の明示＜パターン③＞

値引き
の
周知

検針票や請求書のお知らせとして明示
値引お知らせカードの配布
ホームページでの周知
ハガキの郵送、メールの送信

のいずれかの方法

+

値引額の
の
明示

内訳

××ガスご使用量のお知らせ

2026年10月検針分

請求予定金額（税込）3, 4 6 5 円

ガス基本料金（税抜き）2, 0 0 0 円

ガス従量料金（税抜き）2, 0 5 0 円

ガス設備料金（税抜き）0 円

小計（税抜き）4, 0 5 0 円

ここに説明が記載できない

▲表示ができない

合計（税抜き）3, 1 5 0 円

消費税3 1 5 円

合計3, 4 6 5 円

値引 **前** の額

値引後の額

代替方法

××ガスご使用量のお知らせ

2026年10月検針分

請求予定金額（税込）3, 4 6 5 円

内 訳

ガス基本料金（税抜き）	1, 1 0 0 円	基本料金は あらかじめ 引いて
ガス従量料金（税抜き）	2, 0 5 0 円	
ガス設備料金（税抜き）	0 円	
合計（税抜き）	3, 1 5 0 円	
		消費税 3 1 5 円
		合計 3, 4 6 5 円

お知らせ

今回検針分のLPガス料金について、三重県の支援事業で900円（税抜き）が基本料金から値引きされています。

基本料金などから
あらかじめ900円を
引いておくことも可

↑ お知らせ欄に値引きの説明を記載

三重県の支援事業で
900円の値引きがさ
れていることを説明

または

××ガスご使用量のお知らせ		2026年10月検針分	
請求予定金額（税込）		3, 4 6 5 円	
内 訳	ガス基本料金（税抜き）	1, 1 0 0 円	
	ガス従量料金（税抜き）	2, 0 5 0 円	
	ガス設備料金（税抜き）	0 円	
	小計（税抜き）	3, 1 5 0 円	
		消費税	3 1 5 円
		合計	3, 4 6 5 円

三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター

LPガス
料金高騰対策

支援金(第6期)のご案内

対象者	三重県内で家庭・業務用のLPガスを使用されている方 ※世帯収入が低所得(世帯年収)の消費者及びコミュニティガス(広域ガス)の消費者の方を対象です。 ※LPガスは従来の(単独配管)の消費者の方は対象外です。		
値引金額	今月の LPガス料金から	最大	900円 (税別) が値引き されています。
値引き期間	令和8年10月及び11月検計分のLPガス料金に対象となります。 ※ご契約のガス配分事業所によっては11月及び12月検計分のLPガス料金に対象となります。		

↑別紙として値引きお知らせカードを
合わせてお渡しいただく

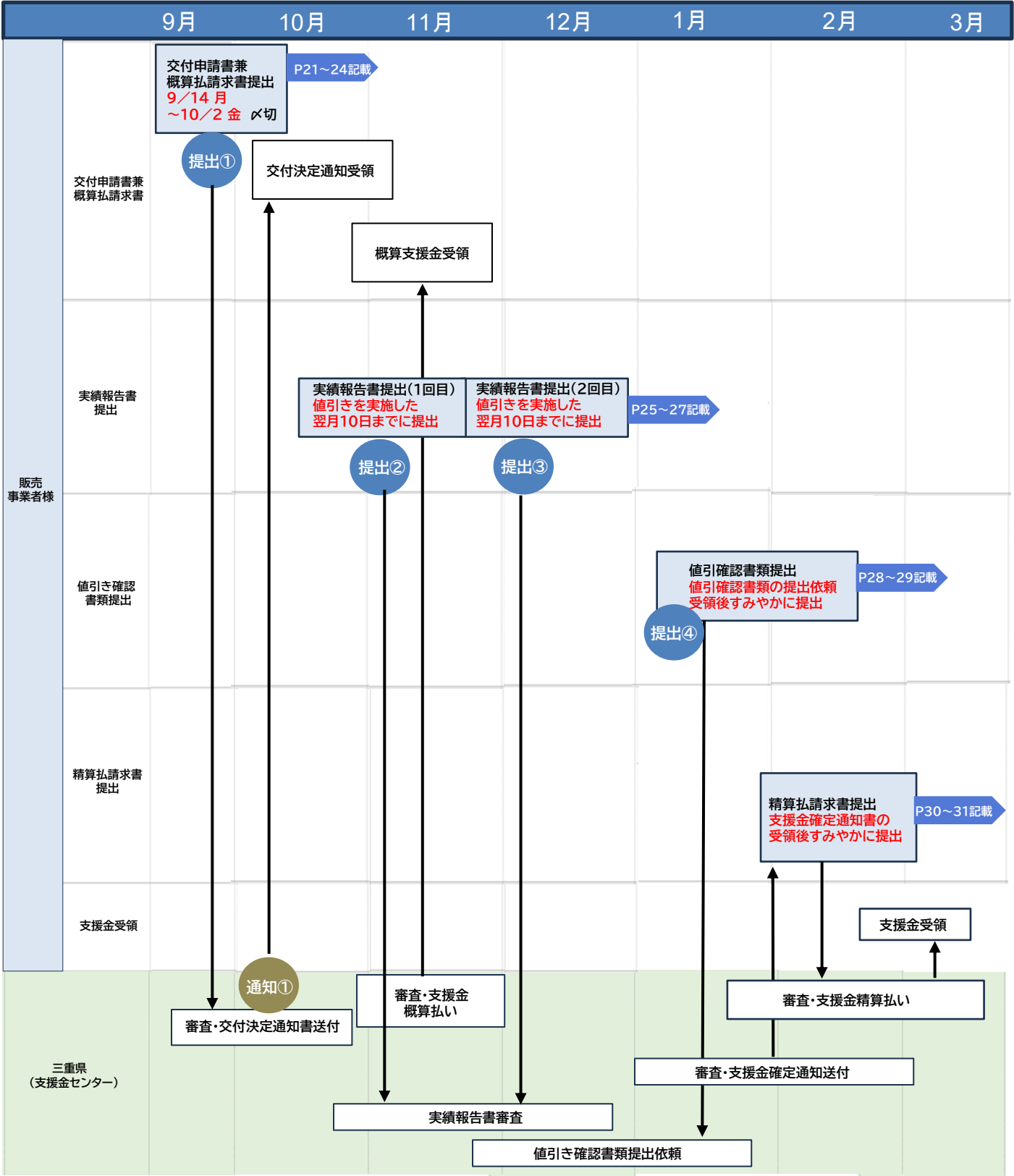
上記の代替方法が可能であれば、ホームページやチラシでの周知は不要
(値引きの周知と値引額の明示を同時に行っているため)

手続きの概要

3 手続きの概要

(1) 第6期 手続きの流れ

支援金事業全体の手続きの流れは、以下の「販売事業者事務フロー」の通りです。



・上記フローは参考になります。事業者様の申請状況等によりスケジュールが前後する可能性があります。

3 手続きの概要

(2) 手続き方法

以下のWEBサイトから、直接、様式にご記入いただき、添付書類は併せてご提出ください。
なお、インターネットが使用できない場合、郵送により提出してください。
※ すべての手続き書類について印鑑は不要です。



● Web申請の場合

〈Web申請入口〉

<https://lpgas.pref.mie.lg.jp/shienkin6th/index.html>

WEBでの申請方法
※原則WEBにてお申し込みください。

交付申請フォーム（新規申請の方）はこちら

ここをクリック

※交付申請の受付期間：令和8年9月14日（月）から令和8年10月2日（金）まで



● 郵送申請の場合

〈各種申請書ダウンロード先〉

<https://lpgas.pref.mie.lg.jp/shienkin6th/index.html>

①交付申請書兼概算払請求書	・（様式第1号）交付申請書兼概算払請求書（ エクセル ） （参考）交付申請書兼概算払請求書_記入例（ PDF ）
②実績報告書	・（様式第11号）実績報告書（ エクセル ） （参考）実績報告書_記入例（ PDF ） ・別紙（様式第11号関係）値引実施報告書（ エクセル ） ・別紙（様式第11号関係）値引実施報告書_記入例（税込）（ PDF ） ・別紙（様式第11号関係）値引実施報告書_記入例（税抜）（ PDF ）
③値引確認書類	・値引確認書類提出書（ エクセル ） （参考）値引確認書類提出書_記入例（ PDF ）
④精算払請求書	・（様式第13号）精算払請求書（ エクセル ） （参考）精算払請求書_記入例（ PDF ） ・（様式第14号）概算払精算書（ エクセル ）

〈郵送申請先〉※簡易書留など送達が確認できる方法で郵送してください
三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター
〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目6番1号 サン納屋橋ビル2階

各種申請方法

(1) 第6期 交付申請書兼概算払請求書

【申請方法】

①での申請

- WEBWEBフォームにて交付申請書兼概算払請求書登録
以後の申請はWEBマイページから申請が可能

〈郵送申請書類の送付先〉
三重県エネルギー
価格高騰対策支援金センター

〒450-0003 名古屋市中村区
名駅南1丁目6番1号 サン納屋橋ビル2階

②郵送での申請

- 特設ホームページから（様式第1号）交付申請書兼概算払請求書を
ダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、関係書類を添えて、
郵送してください。

【交付申請期間】

令和8年9月14日（月）から10月2日（金）まで

第1期支援金～第5期支援金の参加有無に関わらず
すべての事業者様に関係書類の提出が必要となりますので
ご提出をお願いします

<関係書類>

	提出が必要な書類	提出が必要な者
	（様式第1号）交付申請書兼概算払請求書	全員
1	販売事業者としての登録が分かるもの （例：販売事業者登録書の写し、標識の写真等）	全員
2	振込先が確認できるもの （例） - 通帳の表紙と見開きページの両方の写し - ネット銀行の場合、記入内容が分かるホームページの写し - 当座預金で通帳がない場合は銀行で発行される口座証明書の写し	全員

<委任状の提出について>

交付申請兼概算払請求書の申請者「代表者職・氏名」と「口座名義人（カナ）」の名義が異なる
場合には別途委任状の提出が必要となります。

※必要書類を送付いたしますので、支援金センター（電話0120-361-228）まで
お問い合わせください。 ※受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日は除く）

(2) 第6期 概算払請求 ※希望者のみ

【概算払請求について】

- ・ 支援金は必要があると認められる経費については概算払を受けることができます。
- ・ 概算払の支払いを受けようとする場合は、交付申請書兼概算払請求書（様式第1号）の該当部分について記載してください。

【請求額】

- ・ 概算払を請求できるのは、「L P ガス料金高騰対策支援金（第6期）交付申請書兼概算払請求書」に基づく2か月分の値引き額の原資（「値引対象契約の件数」に1,800円を掛けた額）の70%までとします。

【提出方法】

①WEBでの提出

- ・ マイページからWEB提出が可能

②郵送での申請

- ・ 特設ホームページから（様式第1号）交付申請書兼概算払請求書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送ください。

〈郵送申請書類の送付先〉
三重県エネルギー
価格高騰対策支援金センター

〒450-0003 名古屋市中村区
名駅南1丁目6番1号 サン納屋橋ビル2階

<関係書類>

	提出が必要な書類
1	（様式第1号）交付申請書兼概算払請求書

4 各種申請方法

(様式第1号) 第6期 交付申請書兼概算払請求書 1枚目

様式第1号 (第6条関係)

L P ガス料金高騰対策支援金 (第6期) 交付申請書兼概算払請求書

三重県知事 宛て

L P ガス料金高騰対策事業支援金 (第6期) の交付を受けたいので、L P ガス料金高騰対策事業支援金交付要領第6条の規定により、誓約事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

黒枠の項目はすべて記入が必要です

令和 8 年 9 月 28 日

1. 申請者情報

①液化石油ガス販売事業登録番号	3	3	A	0	0	0	0							
②申請単位	☒ 本社一括申請							☐ 営業所や支店での申請						
③事業者区分	☒ 法人							☐ 個人事業主						
④法人名 (正式名称) または屋号 (株) (有) 等省略不可 ※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください	株	式	会	社	三	重	県	L	P	ガ	ス			
⑤法人名または屋号のフリガナ ※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください	カ	ブ	シ	キ	ガ	イ	シ	ヤ	ミ	エ	ケ	ン	エ	
	ル	ピ	ー	ガ	ス									
⑥代表者職・氏名	代	表	取	締	役			三	重	太	郎			
⑦所在地 (本社又は主たる事業所)	郵便番号	〒	5	1	4	-	0	0	0	0	0			
	都道府県	三 重 県				※都道府県は省略せずご記入ください								
	市区町村	〇	〇	市										
	町域・番地	〇	〇	町	〇	丁	目	〇	番	地	〇			
	建物名など	三	重	L	P	ビ	ル	1	F					

2. 担当者情報

⑧担当者職・氏名	課	長			三	重	花	子					
⑨担当者氏名 フリガナ	ミ	エ	ハ	ナ	コ								
⑩電話番号 (ハイフンなし)	0	9	0	8	7	6	5	4	3	2	1		
⑪メールアドレス	s	h	i	e	n	k	i	n	@	m	i	e	l
	p	g	.	o	r	.	j	p					

3. 振込先情報

⑫金融機関名	〇 〇 銀 行				⑬金融機関コード	0	0	0	0				
⑭支店名 ※ゆうちょ銀行以外	〇 〇 支 店				⑮支店コード ※ゆうちょ銀行以外	1	2	3					
⑯預金種別	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄				⑰口座番号 ※ゆうちょ銀行以外	1	2	3	4	5	6	7	
⑱記号 ※ゆうちょ銀行					⑲番号 ※ゆうちょ銀行								
⑳口座名義人 (カナ) ※通帳に記載の口座名義 (カナ) を必ずご記入ください	カ	)	ミ	エ	ケ	ン	エ	ル	ピ	ー	ガ	ス	
	ミ	エ	タ	ロ	ウ								

2枚目もご記入・ご提出ください

- ・上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

(様式第1号) 第6期 交付申請書兼概算払請求書 2枚目

4. 事業計画

②1値引対象契約の件数			1	,	0	0	0	件	交付申請日現在での値引きを実施する予定の契約者の数
-------------	--	--	---	---	---	---	---	---	---------------------------

※以下の契約については値引きの対象外ですので、除いて記入してください。

- ・ 高圧ガス保安法上の工業用LPガスを使用する者
- ・ 質量販売により供給を受ける者
- ・ 国又は地方公共団体が事務を執行するための庁舎、事務所、研究所等の施設

※単一の請求が行われるガスメーターあたり1件として計上してください。
(二世帯住宅等で、複数台のガスメーターに対し単一の請求が行われる場合は1件です。)

※集合住宅の入居者については、個別の入居者に直接請求する場合も、大家に一括して請求する場合も、入居者数(ガスメーター単位)で計上してください。

②2値引実施月 ※いずれかにチェック	☒	10月及び11月検針分	☐	11月及び12月検針分
--------------------	-------------------------------------	-------------	--------------------------	-------------

※原則として10月及び11月検針分を値引き対象としていますが、値引きの為のシステム改修や体制整備等が間に合わない場合は11月及び12月検針分を値引き対象とすることが出来ます。

5. 関係書類 (提出書類にチェック☑)

添付書類の漏れが無きよう、
ご用意いただきましたら✓をお願いします

☒	販売事業者としての登録が分かるもの (例: 販売事業者登録書の写し、標識の写真等)	全 員
☒	振込先が確認できるもの (例: 通帳の表紙と見開きページの両方の写し、ネット銀行の場合は記入内容が分かるホームページの写し、当座預金で通帳がない場合は銀行で発行される口座証明書の写し)	

6. 値引きお知らせカードの送付希望

☒	希望する	⇒	②3希望部数			1	,	0	0	0	部
☐	不要										

当申請書に記載された値引き対象契約数を上限に、記入いただいた希望部数の値引きお知らせカードを一括で送付いたします。なお梱包の関係上、記入いただいた希望部数から端数を切り上げた部数で送付します。

7. 消費者向けチラシの送付希望

☒	希望する	⇒	②4希望部数 (100部単位)				,	1	0	0	部
☐	不要										

当申請書に記載された値引き対象契約数を上限に、記入いただいた希望部数の消費者向けチラシを一括で送付いたします。なお梱包の関係上、記入いただいた希望部数から、100部単位で端数を切り上げた部数で送付します。

8. 概算払請求額 **請求を希望する事業者のみ☑を入れ金額を記入ください**

☒	希望する	請求額			1	,	2	0	0	,	0	0	0	円
☐	不要													

※概算払を請求できるのは、当申請書に基づく値引き額の原資
(「値引対象契約の件数」に1,800円(900円×2か月)を掛けた額)の70%までとします。
※概算払を行った額が支援金の交付総額を上回る場合には、その差額の返還を求めます。

9. 誓約事項

☒	以下の点を確認し、同意いたします。
-------------------------------------	-------------------

②5誓約事項 同意	・ LPガス料金高騰対策事業支援金 交付要領を確認し、内容を理解しました。 ・ LPガス料金高騰対策事業支援金 誓約事項を確認し、内容を理解しました。 誓約事項について遵守できなかった場合は、LPガス料金高騰対策事業支援金の一部又は全部が受領できなくなる場合があることに加え、損害賠償の請求又は刑事告発等の法的措置の対象となることを同意のうえ、申請いたします。
--------------	---

・ 上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
・ 上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

(3) 第6期 実績報告書

【実績報告書の提出】

- ・ 値引きを実施した月の翌月10日までに（様式第9号）実績報告書を提出してください。
- ・ また、全ての契約者について、別紙（様式第9号関係）値引実施報告書を提出してください。
- ・ 値引きの事実が分かる検針票や請求書のコピー 3 枚を合わせて提出してください。提出対象契約の選択は任意とし、三重県や支援金センターから提出対象契約を指定することはありません。

【提出方法】

①WEBでの提出

- ・ マイページからWEB提出が可能

②郵送での申請

- ・ 特設ホームページから（様式第9号）実績報告書および別紙（様式第9号関係）値引実施報告書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送してください。

【提出期限】

- ・ 10月検針分の場合…令和8年11月10日（火）まで
- ・ 11月検針分の場合…令和8年12月10日（木）まで
- ・ 12月検針分の場合…令和9年 1月10日（日）まで

〈郵送申請書類の送付先〉
三重県エネルギー
価格高騰対策支援金センター

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南
1丁目6番1号 サン納屋橋ビル2階

<関係書類>

提出が必要な書類	
	（様式第9号）実績報告書
1	別紙（様式第9号関係）値引実施報告書
2	値引きの事実が分かる検針票や請求書のコピー 3 枚（提出対象契約の選択は任意）

値引実施報告書は出来る限り、Excel形式でWEBマイページより提出してください。記載内容が同一であれば、独自の様式を用いても構いません。

××ガスご使用量のお知らせ		2026年10月検針分	
請求予定金額（税込）		3, 4 6 5 円	
内訳	ガス基本料金（税抜き）	1, 1 0 0 円	
	ガス従量料金（税抜き）	2, 0 5 0 円	
	ガス設備料金（税抜き）	0 円	
	小計（税抜き）	3, 1 5 0 円	
		消費税	3 1 5 円
		合計	3, 4 6 5 円

▲値引きの事実が分かる検針票や請求書（サンプルのイメージ）

別紙（様式第9号関係） 値引実施報告書（第6期）							所属区分
※値引きを実施した年度の開始年度に記入して提出してください。 ※原則として以下の記載項目に当てはまることを確認してください。事業年度別の様式（システム等）を用いる場合は、以下の内容の出力が難しい場合は、契約番号等に値引き額等（※）を記入してください。 ※値引きの事実が分かる検針票や請求書の写し等）を添付してください。また、後日、審査後に提出した契約者について、値引きの事実も示す書状（検針票や請求書の写し等）の提出を求めることがありますので、大切に保管してください。							※記入の欄は、 ①～④の欄を記入 ※①～④の欄を記入 ※①～④の欄を記入 ※①～④の欄を記入
No.	契約番号	所属区分	値引き前の請求額	値引き額	値引き後の請求額	検針日	
1	（管轄）は不明 （管轄等、契約者 でも、値引のため付 くたさい）	「税込」または 「税抜」を選択 してください。	①	② 数字の欄に「ヤ イナス」は付 けないでください	①-②		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

▲別紙（様式第9号関係）値引実施報告書

(様式第11号) 第6期 実績報告書

様式第11号 (第15条関係)

L P ガス料金高騰対策支援金 (第6期) 実績報告書

三重県知事 宛て

L P ガス料金高騰対策支援金 (第6期) の事業が完了したので、
L P ガス料金高騰対策支援金交付要領第15条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

日付を必ずご記入ください

黒枠の項目はすべて記入が必要になります

令和 8 年 12 月 5 日

1. 補助事業者情報

交付決定通知に記載の通知番号 (5桁) をご記入ください

①受付通知番号	P	9	9	9	9	※交付決定通知に記載の通知番号 (5桁) を記入							
②法人名 (正式名称) または屋号 (株) (有) 等省略不可	株	式	会	社	三	重	県	L	P	ガ	ス		
③代表者職・氏名	代	表	取	締	役		三	重	太	郎			

2. 検針を実施した月

④検針を実施した月	☒	10月分	☐	11月分	☐	12月分	※チェック☑を入れてください					
-----------	-------------------------------------	------	--------------------------	------	--------------------------	------	----------------	--	--	--	--	--

3. 値引きを実施した件数および値引き額の合計

⑤値引きを実施した件数			1	,	0	0	0	件	別紙の値引き実施報告書にて 実際に報告される検針月に✓を 入れてください。				
⑥値引き額 (税抜) の合計					9	0	0	,	0	0	0	円	

※全ての契約者について、値引実施報告書 (別紙又はこれに類する書類) に必要事項を記入してください。

4. 値引きの周知について

値引きの周知を行った方法を申告してください。値引きの周知は必ず行っていただく必要があります。

☐	検針票や請求書にお知らせとして明示した	税込表記で値引きを行っている場合でも この欄は必ず税抜き (消費税1.1で割り戻し、 小数点以下切り上げ) で計算いただき、 値引き額の合計を記入してください。
☒	値引お知らせカードを配布した	
☐	値引を周知するチラシの配布、またはハガキや封書の送付を行った	
☐	値引を周知するメールを送信した	
☐	ホームページにて値引の周知を行った	
☐	その他 ()	

5. 関係書類 (提出書類にチェック☑)

		提出が必要な者
☒	値引実施報告書 (別紙又はこれに類する書類)	全員
☒	値引きの事実が分かる検針票や請求書のコピー3枚 (提出対象契約の選択は任意)	全員

添付書類の漏れが無きよう、
ご用意いただきましたら✓をお願いします

6. 連絡先

⑥担当者職・氏名	課	長		三	重	花	子						
⑦担当者氏名 フリガナ	ミ	エ	ハ	ナ	コ								
⑧電話番号 (ハイフンなし)	0	9	0	8	7	6	5	4	3	2	1		
⑨メールアドレス	s	h	i	e	n	k	i	n	@	m	i	e	l
	p	g	.	o	r	.	j	p					

・ 上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
・ 上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

4 各種申請方法

別紙（様式第11号関係）第 6 期 値引実施報告書

< 税込の場合 >

別紙（様式第11号関係） 値引実施報告書（第 6 期）								10	月検計分
※値引きを実施した <u>全ての契約者について</u> 記入して提出してください									
※原則として以下の記載内容に従ってください。事業者独自の様式（システム等）を用いる場合で、以下の内容の出力が難しい場合は、契約者番号毎に値引き額等が分かれば差し支えありません。									
※値引きの事実を示す書類（検針票や請求書の写し等）を 3 件添付してください。また、後日、無作為に抽出した契約者について、値引きの事実を示す書類（検針票や請求書の写し等）の提出を求めることがありますので、大切に保管してください。									
No.	契約者番号	市町名	税区分	値引き前の請求額	値引き額	値引き後の請求額	検計日	税抜計算用	備考欄
	（普段付けていない場合でも、識別のため付けてください）	「三重県」は不要（番地等、契約者を特定できる情報は記入しないでください）	「税込」または「税抜」を選択	①	② 数字の前に「マイナス」は付け ないでください	①－②		税込の場合は、 ②÷1.1の額を記載 ※小数点以下切り上げ 税抜の場合は、 ②の金額を記載	提出時の申し送り事項がある場合に記入
1	1234-5678-9012	津市	税込	¥800	¥800	¥0	10月21日	¥728	
2	1234-5678-9013	鈴鹿市	税込	¥900	¥900	¥0	10月21日	¥819	
3	1234-5678-9014	亀山市	市町名のみご記入ください	¥1,000	¥990	¥10	10月21日	¥900	
4	1234-5678-9015	四日市市	市町名のみご記入ください	¥1,500	¥990	¥510	10月21日	¥900	
5	1234-5678-9016	松阪市	税込	¥2,500	¥990	¥1,510	10月21日	¥900	
6	1234-5678-9017	伊賀市	税込	¥3,500	¥990	¥2,510	10月21日	¥900	
7	1234-5678-9018	伊勢市	税込	¥4,500	¥990	¥3,510	10月21日	¥900	
8	1234-5678-9019	志摩市	税込	¥5,500	¥990	¥4,510	10月21日	¥900	
9	1234-5678-9020	桑名市	税①値引き前請求額	¥6,500	¥990	¥6,510	10月21日	¥900	
10	1234-5678-9021	熊野市	税②値引き額	¥7,500	¥990	¥7,510	10月21日	¥900	
11	1234-5678-9022	尾鷲市	税について、税込みで記載した場合、必ず「税込」を選択してください。	¥8,500	¥990	¥8,510	10月21日	¥900	
12	1234-5678-9023	津市	税込	¥9,500	¥990	¥9,510	10月21日	¥900	
13	1234-5678-9024	鈴鹿市	税込	¥11,500	¥990	¥10,510	10月21日	¥900	
14	1234-5678-9025	亀山市	税込	¥12,500	¥990	¥11,510	10月21日	¥900	
15	1234-5678-9026	四日市市	税込	¥13,500	¥990	¥12,510	10月21日	¥900	
16	1234-5678-9027	松阪市	税込	¥14,500	¥990	¥13,510	10月21日	¥900	
17	1234-5678-9028	伊賀市	税込	¥15,500	¥990	¥14,510	10月21日	¥900	
18	1234-5678-9029	伊勢市	税込	¥16,500	¥990	¥15,510	10月21日	¥900	
19	1234-5678-9030	鳥羽市	税込	¥17,500	¥990	¥16,510	10月21日	¥900	
20	1234-5678-9031		税込					¥900	
				合計値引き金額	¥19,520		合計値引き金額（税抜）	¥17,747	
※行が足りない場合は適宜追加してください									

< 税抜の場合 >

別紙（様式第11号関係） 値引実施報告書（第 6 期）								10	月検計分
※値引きを実施した <u>全ての契約者について</u> 記入して提出してください									
※原則として以下の記載内容に従ってください。事業者独自の様式（システム等）を用いる場合で、以下の内容の出力が難しい場合は、契約者番号毎に値引き額等が分かれば差し支えありません。									
※値引きの事実を示す書類（検針票や請求書の写し等）を 3 件添付してください。また、後日、無作為に抽出した契約者について、値引きの事実を示す書類（検針票や請求書の写し等）の提出を求めることがありますので、大切に保管してください。									
No.	契約者番号	市町名	税区分	値引き前の請求額	値引き額	値引き後の請求額	検計日	税抜計算用	備考欄
	（普段付けていない場合でも、識別のため付けてください）	「三重県」は不要（番地等、契約者を特定できる情報は記入しないでください）	「税込」または「税抜」を選択	①	② 数字の前に「マ イナス」は付け ないでください	①－②		税込の場合は、 ②÷1.1の額を記 載 ※小数点以下切り上 げ 税抜の場合は、 ②の金額を記載	提出時の申し送り事項がある場合に記入
1	1234-5678-9012	津市	税抜	¥800	¥800	¥0	10月21日	¥800	
2	1234-5678-9013	鈴鹿市	税抜	¥900	¥900	¥0	10月21日	¥900	
3	1234-5678-9014	亀山市	市町名のみご記入ください	¥1,000	¥900	¥100	10月21日	¥900	
4	1234-5678-9015	四日市市	市町名のみご記入ください	¥1,500	¥900	¥600	10月21日	¥900	
5	1234-5678-9016	松阪市	税抜	¥2,500	¥900	¥1,600	10月21日	¥900	
6	1234-5678-9017	伊賀市	税抜	¥3,500	¥900	¥2,600	10月21日	¥900	
7	1234-5678-9018	伊勢市	税抜	¥4,500	¥900	¥3,600	10月21日	¥900	
8	1234-5678-9019	志摩市	税抜	¥5,500	¥900	¥4,600	10月21日	¥900	
9	1234-5678-9020	桑名市	税抜	¥6,500	¥900	¥5,600	10月21日	¥900	
10	1234-5678-9021	熊野市	税抜	¥7,500	¥900	¥6,600	10月21日	¥900	
11	1234-5678-9022	尾鷲市	税抜	¥8,500	¥900	¥7,600	10月21日	¥900	
12	1234-5678-9023	津市	税抜	¥9,500	¥900	¥8,600	10月21日	¥900	
13	1234-5678-9024	鈴鹿市	税抜	¥10,500	¥900	¥9,600	10月21日	¥900	
14	1234-5678-9025	亀山市	税抜	¥11,500	¥900	¥10,600	10月21日	¥900	
15	1234-5678-9026	四日市市	税抜	¥12,500	¥900	¥11,600	10月21日	¥900	
16	1234-5678-9027	松阪市	税抜	¥13,500	¥900	¥12,600	10月21日	¥900	
17	1234-5678-9028	伊賀市	税抜	¥14,500	¥900	¥13,600	10月21日	¥900	
18	1234-5678-9029	伊勢市	税抜	¥15,500	¥900	¥14,600	10月21日	¥900	
19	1234-5678-9030	鳥羽市	税抜	¥16,500	¥900	¥15,600	10月21日	¥900	
20	1234-5678-9031		税抜	¥17,500	¥900	¥16,600	10月21日	¥900	
				合計値引き金額	¥17,900		合計値引き金額（税抜）	¥17,900	
※行が足りない場合は適宜追加してください									

- ・ 上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
- ・ 上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

(4) 第6期 値引確認書類

【値引確認書類の提出】

- ・ ご提出いただいた最終の実績報告書の確認完了後、県が無作為に抽出した契約者について、値引の事実を確認させていただきます。場合によっては立ち入り検査をすることがあります。
- ・ 支援金センターからの値引確認書類の提出指示がありましたら、すみやかに必要書類を提出してください。

【値引確認書類として認められるもの】

- ・ 検針票や請求書の写し
- ・ WEB明細等のスクリーンショット画像

〈郵送申請書類の送付先〉
三重県エネルギー
価格高騰対策支援金センター

〒450-0003 名古屋市中村区南
1丁目6番1号 サン納屋橋ビル2階

【提出方法】

①WEBでの提出

- ・ マイページからWEB提出が可能

②郵送での申請

- ・ 特設ホームページから値引確認書類提出書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送ください。

<関係書類>

	提出が必要な書類
1	値引確認書類提出書
2	値引確認書類 ※検針票や請求書などの写し、またはWEB明細等のスクリーンショット画像

第6期 値引確認書類提出書

LPガス料金高騰対策支援金（第6期）値引確認書類提出書

三重県知事 宛て

LPガス料金高騰対策支援金（第6期）の値引確認書類について関係書類を添えて次のとおり報告します。

日付を必ずご記入ください

黒枠の項目はすべて記入が必要になります

令和 9 年 1 月 20 日

1. 補助事業者情報

交付決定通知に記載の通知番号（5桁）をご記入ください

①受付通知番号	P	9	9	9	9	※交付決定通知に記載の通知番号（5桁）を記入							
②法人名（正式名称）または屋号 （株）（有）等省略不可	株	式	会	社	三	重	県	L	P	ガ	ス		
③代表者職・氏名	代	表	取	締	役		三	重	太	郎			

添付書類の漏れが無きよう、
ご用意いただきましたら✓をお願いします

2. 値引確認書類の提出について

提出が必要な者

☒	値引確認書類（検針票、請求書、領収書、Web明細等の事業者控え写し等）	全員
-------------------------------------	-------------------------------------	----

支援金による値引きを実施した際には、値引きの事実を確認できるものとして、検針票、請求書、領収書、Web明細等のいずれかに「値引き前後の額」および、「値引の額（税抜900円）」の内容を必ず明示してください。
当該書類の事業者控えの写し等を関係書類として提出してください。

3. 連絡先

⑥担当者職・氏名	課	長		三	重	花	子						
⑦担当者氏名 フリガナ	ミ	エ	ハ	ナ	コ								
⑧電話番号（ハイフンなし）	0	9	0	8	7	6	5	4	3	2	1		
⑨メールアドレス	s	h	i	e	n	k	i	n	@	m	i	e	l
	p	g	.	o	r	.	j	p					

・ 上記は郵送申請時に使用する書式です。WEB申請は同様の内容をフォームで入力し提出することが可能です。
・ 上記の書式は変更となる場合があります。特設ホームページで最新版をダウンロードの上、ご利用ください。

(5) 第6期 精算払請求書

【精算払請求書の提出】

- ご提出いただいた「値引きの確認書類」の確認完了後、支援金センターより「支援金確定通知書」を発行します。

【提出方法】

①WEBでの提出

- マイページからWEB提出が可能

②郵送での申請

- 特設ホームページから（様式第13号）精算払請求書をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、郵送ください。

〈郵送申請書類の送付先〉
三重県エネルギー
価格高騰対策支援金センター

〒450-0003 名古屋市中村区南
1丁目6番1号 サン納屋橋ビル2階

【提出期間】

「支援金確定通知書」の受け取り後、すみやかに提出してください。
精算払請求書のご提出をもって支援金の支払い手続きを行います。
すみやかなご提出にご協力をお願いします。

<提出書類>

	提出が必要な書類	提出が必要な者
1	（様式第13号）精算払請求書	全員
2	（様式第1号）交付申請書兼概算払請求書	概算払を受けた事業者

誓約事項

交付申請にあたっては、以下の誓約事項にご同意いただいた上で申請をお願いします。

L P ガス料金高騰対策支援金誓約事項

- 1 三重県及び三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター（以下、事務局という。）が、支援金事業に係る以下の目的に限り、個人情報（申請者からの提出書類、問合せを受けた内容等を含む）を双方で共有し、また、個人情報から事業者の営業内容が特定できる情報を除いて第三者に提供することがあることに同意します。
 - （１）事業者が行うべき、又は行った申請、請求及び報告等に係る周知、審査、通知又は指示
 - （２）事業者から受けた問合せへの対応
 - （３）申請、請求又は報告等のあった内容に疑義等が生じた場合の対応
 - （４）その他、三重県及び事務局が公正で円滑な運用を行う目的
- 2 三重県及び事務局が、支援金の交付決定を行った事業者や交付決定を取り消した事業者の名前を公表する場合があることに同意します。
- 3 三重県又は事務局の指示に真摯に従い、適切なL P ガス料金の値引きを行うと共に、状況報告や書類の提出等を求められた際には速やかに対応します。また、事業遂行にあたり、以下の行為は一切行いません。
 - （１）支援金の交付を見越して、恣意的にL P ガス料金の値上げを行うこと
 - （２）三重県の支援金による値引きが行われている事実を知らせず、値引き後のL P ガス料金体系を示して営業活動を行うこと
 - （３）LPガスの供給と無関係な設備料金をガス料金として値引き対象とすること
 - （４）架空（虚偽、水増し等）の申請、請求又は報告等を行うこと
 - （５）その他不正又は不適切とみなされる行為を行うこと
- 4 三重県税及び地方消費税について滞納はありません。
- 5 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（平成22年）別表に該当しません。また、同要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行います。
- 6 事業者が法令、L P ガス料金高騰対策支援金交付要領（同要領に基づく三重県又は事務局の指示を含む）及び誓約事項等に違反した場合（後に判明した場合を含む）、三重県が、交付決定を取り消し、支援金の一部又は全部について支払わない又は返還を求める等の対応をとり、しかるべき法的措置をとる場合があることについて、同意します。これにより事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上

三重県エネルギー価格高騰対策支援金センター

郵送返送先：〒450-0003

名古屋市中村区名駅南1丁目6番1号 サン納屋橋ビル2階

TEL：0120-361-228 ※受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日は除く）

URL：<https://lpgas.pref.mie.lg.jp/shienkin6th/index.html>

三重県 雇用経済部 新産業振興課

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL：059-224-3113

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031300545.htm>

一般社団法人 三重県LPガス協会

〒514-0803 三重県津市柳山津興369番地の2

TEL：059-227-6238

URL：<http://www.mielpg.or.jp/>

経済産業省 中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課 ガス事業室

〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号

TEL：052-951-2820

URL：<https://www.chubu.meti.go.jp/d71gasuji/index.html>